

(令和6年9月2日発表)

【令和6年台風第10号による災害で被災された方へ】

静岡市災害見舞金・被災者自立生活再建支援補助金のご案内

<p>◆概要</p>	<p>令和6年台風第10号による大雨等により被災された世帯に対する見舞金、補助金の申請を受け付けています。 なお、手続きには、り災証明書等が必要となります。 ●静岡市災害見舞金 ●被災者自立生活再建支援補助金（実施主体：静岡県※受付：各市町） ※被災の状況によっては、被災者生活再建支援制度（実施主催：国、受付：各市町）に切り替わる場合があります。</p>				
<p>◆内容など</p>	<p>今回の災害により被害に遭われた世帯に対し、見舞金等を交付します。 支給額等の詳細は、別紙資料をご確認ください。</p> <p>●静岡市災害見舞金 【手続きに必要なもの】</p> <table border="1" data-bbox="454 840 1428 1041"> <thead> <tr> <th>全壊、半壊、床上浸水</th> <th>便槽浸水</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 世帯主の本人確認書類（写し可） り災証明書（写し可） 災害見舞金交付申出書 口座が確認できるもの </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 世帯主の本人確認書類（写し可） 便槽浸水による災害見舞金交付申出書 臨時くみ取りが明記された領収書 口座が確認できるもの </td> </tr> </tbody> </table> <p>「災害弔慰金」、「災害障害見舞金」については、各区役所地域総務課にお問い合わせください。</p> <p>●被災者自立生活再建支援補助金 【手続きに必要なもの】 申請書、申請明細書、り災証明書、住民票、預金通帳の写し など （「対象となる被災世帯」の区分に応じて、上記以外に必要な書類があります。 詳しくは、各区役所地域総務課までお問い合わせください。）</p> <p><申請方法> ・窓口での受付又は郵送での申請 申請書等はホームページからダウンロードできます。 ○静岡市災害見舞金 https://www.city.shizuoka.lg.jp/s3247/s000403.html ○被災者自立生活再建支援補助金 https://www.city.shizuoka.lg.jp/s3247/s009171.html</p>	全壊、半壊、床上浸水	便槽浸水	<ul style="list-style-type: none"> 世帯主の本人確認書類（写し可） り災証明書（写し可） 災害見舞金交付申出書 口座が確認できるもの 	<ul style="list-style-type: none"> 世帯主の本人確認書類（写し可） 便槽浸水による災害見舞金交付申出書 臨時くみ取りが明記された領収書 口座が確認できるもの
全壊、半壊、床上浸水	便槽浸水				
<ul style="list-style-type: none"> 世帯主の本人確認書類（写し可） り災証明書（写し可） 災害見舞金交付申出書 口座が確認できるもの 	<ul style="list-style-type: none"> 世帯主の本人確認書類（写し可） 便槽浸水による災害見舞金交付申出書 臨時くみ取りが明記された領収書 口座が確認できるもの 				
<p>◆受付窓口</p>	<p>【葵 区】地域総務課 地域防災係 (054-221-1343) 〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 【駿河区】地域総務課 区民生活係 (054-287-8697) 〒422-8550 静岡市駿河区南八幡町10番40号 【清水区】地域総務課 防災・防犯係 (054-354-2024) 〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号</p>				

別紙資料 有

【問合せ】(制度に関すること)

市民自治推進課 (静岡庁舎15階)
 担当 中村、山口
 電話 054-221-1265

【問合せ】(申請受付に関すること)

【葵 区】地域総務課 地域防災係 (葵区役所1階)
 電話054-221-1343
 【駿河区】地域総務課 区民生活係 (駿河区役所3階)
 電話054-287-8697
 【清水区】地域総務課 防災・防犯係 (清水区役所4階)
 電話054-354-2024

●静岡市災害見舞金

【対象となる世帯・支給額（主なもの）】

全壊	半壊	床上浸水	便槽浸水※
10万円	5万円	2万円	くみ取りに要した額 (上限2千円)

※ 便槽浸水とは、便槽が浸水し、臨時にくみ取りを行った場合をいいます。

災害弔慰金、災害障害見舞金については、各区役所地域総務課にお問い合わせください。

●被災者自立生活再建支援補助金

【対象となる被災世帯】

全壊（※）	住宅が全壊した世帯（損害割合 50%以上）
解体	住宅が半壊、または住宅の敷地に被害が生じ、住宅をやむを得ず解体した世帯
長期避難	災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が「長期間」継続している世帯
大規模半壊（※）	住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（損害割合 40%台）
中規模半壊（※）	住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（損害割合 30%台）

（※）り災証明書の「住家の被害の程度」による

【支援金の支給額】

支援金の支給額は、住宅の被害程度に応じて支給する「基礎支援金」と住宅の再建方法に応じて支給する「加算支援金」の合計額となります。

区分	基礎支援金 (住宅の被害程度)	加算支援金 (住宅の再建方法)	計
全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	100万円	建設・購入 200万円	300万円
		補修 100万円	200万円
		賃借 50万円	150万円
大規模半壊世帯	50万円	建設・購入 200万円	250万円
		補修 100万円	150万円
		賃借 50万円	100万円
中規模半壊世帯	—	建設・購入 100万円	100万円
		補修 50万円	50万円
		賃借 25万円	25万円

※ 世帯人数が1人の場合は、3/4 を乗じた額となります。

※ 加算支援金の「賃借」については、公営住宅は対象外です。